

議員案第4号

選挙の適正な実施を確保するために速やかな対応を求める意見書

昨今、民主主義の根幹をなす選挙の場において、適正な選挙活動から著しく逸脱している状況が見受けられる。

本市においては、令和6年11月に執行された市長選挙において、期日前投票所付近で候補者名の連呼などが行われ、投票所の静穏保持、ひいては選挙の公平性への影響が懸念される状況となった。

全国に目を向けると、令和6年7月に執行された東京都知事選挙において、一部で公序良俗に反するとの指摘がある選挙運動用ポスターの掲示があり、有権者の混乱を招いたほか、街頭演説などに対する妨害行為や政見放送の本来の目的を逸脱した利用、SNSや動画を用いた誹謗中傷や真偽不明の情報の拡散など、様々な問題事例が指摘されている。

公職選挙法第1条に、「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」とうたっている。

昨今の上記のような行為は、選挙そのものを冒瀆するものであり、現状を放置したままでは、法の趣旨である公正な選挙活動を担保できない。

よって、国においては、今後執行される各種選挙において、選挙活動と称した不当な行為から国民の権利と安全を守り、健全な選挙が守られるよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 情報を取り巻く社会的環境の変化に対応し、選挙制度の趣旨に反する状況について早急に検証し、言論の自由、表現の自由に十分配慮しつつ、所要の法整備を的確に行うこと。
- 2 公職選挙法の規定が実効性あるものとなるよう、違法な選挙運動についてはより確実に取り締まり、選挙の公平・公正を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年3月25日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	宛て
総務大臣		
法務大臣		
財務大臣		
内閣官房長官		
衆・参両院議長		
国家公安委員会委員長		
警察庁長官		